

令和 7 年度

国政に関する要望書

令和 6 年 8 月

神奈川県町村会

1 地方分権と地方創生の一層の推進

【要望項目】

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進
- (2) 町村事務負担の軽減
- (3) 自主財源による行財政運営
- (4) 地方交付税改革の推進
- (5) 地方公務員の給与制度における地域手当
- (6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実
- (7) 二地域居住等の推進における保育施設等の利用の実現
- (8) 空き家対策及び所有者不明土地等に対する財政措置
- (9) マイナンバーカード利活用推進における財政措置等
- (10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設
- (12) 国庫補助金等の予算措置
- (13) 随意契約に関する法令の改正

【要望内容】

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

提案募集方式では、一律に具体的な支障事例を求めるのではなく、積極的に提案を実現し、財源を伴った事務・権限の移譲を一層推進する観点から、提案制度の見直しと改善を図ること。

(2) 町村事務負担の軽減

町村に対する行政計画の策定や、各種の調査・照会業務については、新たな計画の

策定を求める規定や通知は新設しないとする原則を遵守するとともに、簡略化・廃止・統合など、積極的な見直しを進め、町村事務の一層の負担軽減を図ること。

(3) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

ウ 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすくするとともに、税収の安定的な確保のため、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないこと。また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の整理・縮減・終了を図ること。

エ 町村は、災害や税収の変動など将来の備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加をもって、地方への歳出を削減するようなことはしないこと。

オ 地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算制度を構築すること。

カ 個人住民税から控除されることで、所得税控除相当額が自治体負担となるふるさと納税ワンストップ特例制度については、個人住民税減収分を全額国費で補てんするなど、制度の改善を図ること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政

運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保するとともに、臨時財政対策債制度を速やかに廃止すること。

イ 国策として、インバウンド事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を反映した算定方法になっていないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を的確に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずること。

ウ 地方交付税の算定にあたっては、財政需要を的確に反映させ、町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

(5) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体間で格差が生じており、特に人材確保面などに支障が生じている。特に神奈川県は、2023年の最低賃金の額が1,113円と全国で最も高い東京都に隣接しており、その額も1,112円と東京都に次いで全国で2番目に高い。さらに、神奈川県の次に高い大阪府の額（1,064円）と比べ、全国でも突出して高い状況にある。県下全域がこうした「高賃金の地域である」という前提に立ち、県内近隣自治体間での格差が生じないように、支給割合や支給範囲の見直しを早急に行うこと。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた職員の処遇改善を阻害するものであり、廃止すること。

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

ア 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して自治体が策定した「地方版総合戦略」に基づき取組む事業については、事業の着実な実施に十分な財政措置を講ずること。

イ 自治体が策定した地域再生計画に記載された計画事業に対しては、デジタル田園都市国家構想交付金の必要額の確保とともに、一層の活用促進が図れるよう、地方

の意見を聞き、使途拡大の検討及び運用の更なる改善を図ること。

ウ 国の重点施策である「自治体の情報システムの標準化・共通化」については、自治体に財政負担が生じることのないよう、国の標準仕様から外れる関連システムの改修費を含め、全額国庫負担により対応し、移行期限についても柔軟に対応すること。

また、ガバメントクラウドの利用料については、自治体の情報システムの運用経費の削減に資するよう、不要若しくは低額に設定するとともに、ガバメントクラウド運用管理補助者設置に係る財政措置を講ずること。

エ 町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うにあたり、国は施策に対する補助率の拡充とともに、デジタル化の阻害要因がないか現状を把握し、町村が足並みを揃えて取り組むことが出来る環境整備を整えること。

オ 全国の自治体がデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して整備したシステムについては、事例としてだけ展開するのではなく、国の標準パッケージとして、どの自治体も活用できるよう提供し、足並みを揃えたデジタル化を推進できるようにすること。

カ 全国の自治体が、国からの通達により整備したセキュリティシステムに係るサーバ機器等が、機器の入れ替え時期を迎えているが、町村での維持・更新費用に対する財政負担が生じないように、必要な財政支援制度を創設すること。

(7) 二地域居住等の推進における保育施設等の利用の実現

ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等をはじめようとし、また、国もその推進を図っていることから、二地域居住の実践者が住所地でない別拠点でも保育施設等の利用ができるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めること。

(8) 空き家対策及び所有者不明土地等に対する財政措置

ア 町村が進める空き家対策について、「デジタル田園都市国家構想交付金」の交付対象として、財政支援を拡充すること。

イ 改正空き家対策特別措置法に基づく、固定資産税課税の軽減除外について、国として十分な周知を図り、空き家対策の充実を図ること。

ウ 所有者不明土地等の管理人の選任、又は越境した竹木の伐採等に係る費用について、町村に費用負担が生じないよう財政措置を講ずること。

(9) マイナンバーカード利活用推進における財政措置等

マイナンバーカードの普及と利活用を推進するうえで、町村が必要とする人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題の発生防止と信頼構築に努めること。

(10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置

各種基幹統計調査結果において、対象が特定される等の理由から、大都市と町村で同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報の積極的な活用の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

(11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずること。

(12) 国庫補助金等の予算措置

町村が行う補助金交付対象事業については、国は、厳しい財政状況であっても、安定した国庫補助金の予算確保を図るとともに、町村の実情を踏まえて自由度を高め、補助要件の緩和、手続きの簡素化や補助単価等見直しを図ること。

特に、施設整備事業については、令和6年4月1日から建設業に時間外労働に対する

上限の適用に加え、公共工事の週休2日制の推進が求められていること、また、物価上昇による資材価格の高騰などもあり工事費の増が見込まれるため、実態に即した補助単価の設定や申請額どおりの交付決定となるよう、財政支援の充実改善を図っていくこと。

(13) 随意契約に関する法令の改正

地方自治法施行令で定められている随意契約については、物価の上昇などを起因とする町村の事務負担増加を鑑み、金額要件を見直すなど適切な改正を行うこと。

2 防災・防犯対策の充実強化

【要望項目】

- (1) 地震等防災対策の充実強化
- (2) 原子力災害対策の強化
- (3) 防犯環境の整備
- (4) 警察官の増員と交番の増設
- (5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用
- (6) 防災・減災対策への迅速な対応
- (7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置
- (8) 総合防災情報システムの充実
- (9) 町村の個別避難計画の作成に係る財政措置

【要望内容】

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図ること。

イ 「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直すこと。

また大綱に定められる対策については関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政支援を含めた災害対策の強化を図ること。

ウ 社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準100%の目標を達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」については、

発災時に、ほとんどの部分が災害対応拠点として使用することとなる小規模自治体庁舎の現状を踏まえた対象事業に拡充するとともに、制度の恒久化を行うこと。若しくは、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させること。

また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けること。

エ 地域防災力の強化の必要性から、消防団員確保のための施策を実施するにあたっては、消防団への入団が促進しない要因を分析し、広報活動を強化するとともに、若い世代がやりがいをもって活動できるよう、適切な支援措置を講ずること。

オ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5 t 消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のおお、普通免許で運転が可能となるような制度とすること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減のための財政措置を講ずること。

カ 消防力の整備指針に基づき整備される、はしご自動車及び消防救急無線設備等の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用できるよう財政的な支援制度を構築するとともに、補助金や地方債の拡充を図ること。

キ 消防広域化の支援にあつては、広域化が進展しない要因を分析し、必要な措置を講ずるとともに、広域化に伴う運用経費について財政支援の拡充を図ること。

ク 自主防災組織が設置する防災備蓄倉庫は、「自助」「互助」を高めるために重要であるため、建築確認を不要とする要件を防災備蓄倉庫に限って一層緩和するなど、その設置を容易にする観点から国が示す技術的助言を見直すこと。

ケ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう、財政支

援を講ずること。

コ 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立すること。

サ 災害の発生を予防し、又は、災害の拡大を防止することを目的として、策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業に対する「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間は令和7年度までとなっている。

近年、災害が激甚化・頻発化する中、引き続き、防災・減災、国土強靱対策に取り組めるよう、事業の恒久化又は、事業期間を延長することにより、災害対策の充実を図ること。

(2) 原子力災害対策の強化

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に、廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において安全かつ着実に推進すること。

(3) 防犯環境の整備

ア こどもの安全確保の観点からまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、町村が進める道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムなどの整備に対しては、社会資本整備総合交付金による支援ではなく、単独の財政支援措置を講ずること。

イ 防犯灯については、温室効果ガス排出量や光熱費の削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずること。

(4) 警察官の増員と交番の増設

犯罪、虐待、暴力、特殊詐欺被害などが後を絶たない中で、住民の生命の安全と財産を保護し、体感治安向上を図るため、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設を進め、関連する予算の拡充を図ること。

(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用

ア 公共施設等の老朽化対策と適正管理を推進するために町村が策定した「公共施設等総合管理計画」の取組みを一層促進するため、町村の実情を踏まえ、十分な財源を確保すること。また、不具合が生ずる前に措置を講ずる「予防保全型」への転換の一層の推進を図り、そのための財源措置を講ずること。

さらに、町村がその実情によって条例で独自に設置する施設についても、その取扱いに差のないものとする。

イ 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化といった事業に活用でき、公共施設等の見直しを推進していく上で非常に有効な地方債であるが、借入要件に該当しない場合があるため、各町村の実情に応じて柔軟な運用ができるよう制度の見直しを行うこと。

(6) 防災・減災対策への迅速な対応

近年、頻発する自然災害を踏まえ、緊急的・機動的に行うべき防災・減災対策に係る事業の実施にあたっては、住民の生命・財産を守る町村と密接に連携するとともに、事業費の迅速かつ確実な確保を図ること。

(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置

避難者の健康管理上の配慮等から、ホテルや旅館などの宿泊施設を借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずること。

また、住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設した場合であっても、必要な財政措置を講ずること。

(8) 総合防災情報システムの充実

「総合防災情報システム」については、マンパワーの脆弱な町村であっても、災害時に迅速かつ有効に活用でき、防災・減災に資することができるよう、町村への利用支援を行うとともに、機能の追加等システムの充実を図り、当該システムを含むプラットフォームの着実な整備を図ること。

(9) 町村の個別避難計画の作成に係る財政措置

町村における個別避難計画の作成経費については、現在普通地方交付税措置となっているが、安定的かつ継続的な事業実施のため、普通地方交付税措置ではなく、直接補助による財政措置の拡充を行うこと。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

【要望項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 森林等自然環境の保全(2) 循環型社会形成の一層の推進(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実(4) 航空機による騒音対応の強化(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備 |
|---|

【要望内容】

(1) 森林等自然環境の保全

ア 個人住民税と併せて徴収される森林環境税については、納税者の混乱を招かぬよう、周知・徹底を図るとともに、徴収事務を行う自治体に対して徴収取扱費を交付するなど、相応の費用負担を行うこと。

イ 森林管理システムについては、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの充実を図ること。

(2) 循環型社会形成の一層の推進

ア 廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進し、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系の整備・拡充を進め、排出者責任や拡大生産者責任の原則の一層の徹底を図ること。

イ 廃棄物処理・リサイクル施設は、循環型社会形成の上で欠くことの出来ない施設であるのみならず、災害時には大量に発生する廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、その整備や強靱化に係る循環型社会形成推進

交付金の額を十分に確保し、交付要件の緩和を図ること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図ること。

イ 再生可能エネルギー設備等、及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図るため、交付要件の緩和や、対象事業・補助率の見直しを行い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいようにすること。また、交付率について地方自治体に多大な財政負担が生じないよう見直しを図ること。

ウ 専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく、町村の脱炭素に向けた取組みに対する支援を充実させること。

(4) 航空機による騒音対応の強化

ア 自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音や低空飛行による脅威に対し、国は、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

イ 現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が、地域において円滑な生活を送るための、医療や福祉サービス及び災害などの外国人受入れ環境の整備にあたっては、国は、町村との連携を強化するとともに、必要な支援策の充実を図ること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

【要望項目】

- (1) 地域保健医療対策の充実
- (2) 国民健康保険制度等の改革
- (3) 介護保険制度の充実
- (4) 障害者福祉施策の充実
- (5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し
- (6) 隣接自治体との生活圈等を勘案した生活保護級地の見直し
- (7) 引き取り手のない死亡人の取扱いに係る費用負担の見直し
- (8) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- (9) 地域福祉充実のための民生委員の担い手確保策

【要望内容】

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が不足していることから、国において医師の偏在対策や勤務環境改善などを一層推進するとともに、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種健康被害救済制度について、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられたがん検診の受診率目標の達成のため、国庫補助の対象となるがん検診の種類を拡充、国庫補助対象者の拡大、補助率の引上げなど、町村が行う検診に対し十分な財政措置を講ずること。

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、

早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置すること。

オ 学童期以降の百日咳とポリオに対する免疫を維持するため、実情に合った接種ができるよう、定期接種化等、現行制度の見直しを行うこと。

カ 新型コロナワクチン接種が定期接種化されたが、その事業費については、交付税による地方財政措置ではなく、事業費全額を国が補助金として負担すること。

キ 前立腺がんについては、現在対策型がん検診に含まれておらず、任意型がん検診や自己負担による検診が実施されているところだが、生活習慣の変化や平均寿命の上昇等により、り患者が急増していることから、国が検診実施自治体への財政措置を講ずること。

(2) 国民健康保険制度等の改革

ア 国保財政の構造問題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに、現在の国民健康保険制度の円滑な運営のため、必要に応じた財政補てん等の追加支援策を強化すること。

また、国保制度の安定的な運営に資するよう、国が責任をもって制度設計を行い、地方自治体と協議しつつ、引き続き国保基盤の強化を図ること。

イ 国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

特に、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金は、健康診査受診率を上げるためにも、実支出額に見合う交付額となるように、算定方法を見なおすこと。

ウ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とすること。また、合わせて国に

よる十分な財政措置を講ずること。

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているため、この措置を早急に廃止すること。

オ マイナ保険証への移行と現行保険証の廃止について必要な広報等の事務は、国が主体的に実施し、医療保険者の事務負担が増大しないようにすること。

また、移行に伴うシステム改修等、町村に生じる費用については、その全額を国が確実に負担すること。

カ 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査等の除外基準については、除外対象となる介護保険施設など、保険者によって解釈が異なる現状があることから、簡素かつ明確な基準を示すこと。

(3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金を国庫負担金とは別枠として措置するなど、財政支援を強化すること。

また、いわゆるインセンティブ交付金の財源については、予算額を増額するとともに、調整交付金等の現行の介護保険財源とは別枠として確保すること。

イ 介護報酬の地域区分については、市町村ごとの決定ではなく、生活圏に配慮し、より広域で設定するなど、地域の介護サービスや、事業者間で格差が生じないように、十分に配慮して見直しを行うこと。

ウ 地域包括ケアシステム構築のため、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とすること。

エ 地域包括支援センターの3職種配置について、小規模な町村では、主任ケアマネジャーや保健師の確保・定着が困難であるため、一層の柔軟な対応を図ること。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間、及び町村が条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

カ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、国の責務として、実際に支出する事業費を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。

キ 介護事業者において、質の高い介護職員が確保され、安定した事業運営ができるよう、介護人材の確保策及び処遇改善の更なる充実を図るとともに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

(4) 障害者福祉施策の充実

ア 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業を国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国の統一的な制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

イ 障害者相談支援事業は、障害者等が自立した生活を送れるよう、生活全般に対する相談を受けているものだが、現在、社会福祉事業として認められていない。事業の本質を捉えて、明確に社会福祉事業として位置付けること。

(5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し

高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて、「受益」と「負担」の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立に向けた取組が進められているが、社会保障制度改革を進めるにあたっては、国・県・町村のそれぞれの事務が可能な限り簡素化できるよう、制度の抜本的な見直しを行うこと。

(6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し

生活保護法において、自治体ごとに級地が定められているが、隣接する自治体との人的・経済的結びつきがあり、生活圏が密接に重なり合っているにもかかわらず、保護の内容に不均衡が生じている状況が見受けられるため、級地格差を是正すること。

(7) 引き取り手のない死亡人の取扱いに係る費用負担の見直し

身寄りがなく、引き取り手のない死亡人の火葬、埋葬等の取扱費用については、墓地埋葬法により町村が負担しているが、町村に一方的な財政負担が生じないように、法改正により都道府県による弁償の規定を明確にするとともに、諸事情により町村が負担せざるを得ない費用については助成を行うなど対策を講ずること。

(8) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

なお、厳しい財政状況の町村にとって当該補助制度は過大な負担となることから、国の負担において行う制度とすること。

(9) 地域福祉充実のための民生委員の担い手確保策

高齢化の進展や住民が抱える生活・福祉課題の多様化・複雑化などにより、その相談役となる民生委員の役割は大きくなっているが、業務負担が大きいことから、なり手不足が深刻化している。民生委員の欠員を解消し、地域福祉の充実を図るため、国においてさらに拡充した活動費の補助制度を創設するとともに、民生委員が活動しやすく、負担の少ない持続可能な制度を構築すること。

5 こども・子育て支援政策の推進

【要望項目】

- | |
|--------------|
| (1) 少子化対策の充実 |
| (2) こども施策の推進 |

【要望内容】

(1) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など、仕事と子育てを両立できる環境整備に向け、子育て支援策の一層の充実・強化を図ること。

特に、幼児教育・保育における職員確保が困難な状況であることから、町村の意見も踏まえ、財政支援を含めた必要な人材確保策の強化を図ること。

イ 少子化や人口減少の進行は、社会保障制度はもちろん、社会経済に与える影響も甚大であり、結婚、出産、子育てなど多くの要素が複雑に絡み合っている。その解決にあたっては、総合的な対策が必要であり、国の根幹にかかわる問題であるため、町村の事務負担の軽減や恒久的な財政措置などの観点からも、国が責任をもって対応すること。

ウ こどもの医療費の助成は、こどもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。少子化対策の観点からも、国において、全国統一的なこどもの医療費助成制度と、ひとり親家庭等医療費助成制度を創設すること。

また、子ども・子育て支援交付金の対象事業については、保護者のニーズに対応できるよう補助基準額の見直し（積増し）を行うこと。

エ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のないこどもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付している

が、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上のこどもの利用料を無償化するよう制度の見直しを行うこと。

オ 子育て支援策の拡充の観点から、給食費の無償化を実施する場合には、全国どこでも、子育て世帯がその恩恵を受けられるよう制度設計し、国の負担により全国一律で実施すること。

なお、実施にあたっては地域ごとの状況を十分に鑑み、標準給食食材費額等を設定し、適正な価格での食材購入ができるような制度も合わせて設計すること。

(2) こども施策の推進

こども施策の推進にあたっては、当事者であるこどもや若者の意見を把握するために、多様な手法を検討・活用すること。また、こどもや若者が意見を表明しやすい環境を構築するため、町村をはじめ様々な関係機関と緊密に連携すること。

6 産業の振興及び観光施策の推進

【要望項目】

- (1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し
- (2) 地域商工業の振興
- (3) 観光施策の推進
- (4) 食料供給困難事態対策法の運用
- (5) 伐採造林届の提出の周知

【要望内容】

(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じているが、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、ジビエ活用よりも個体の減少、撲滅を優先せざるを得ない状況にあることから、支援策を見直すこと。

(2) 地域商工業の振興

地域商工業の活性化と担い手の確保・育成のため、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態等を踏まえた町村の取組に対し、迅速かつ適切な支援を行うこと。

また、地域中小小売店の振興と地域コミュニティーを担う商店街の活性化のため、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致等の取組が一層推進されるよう、必要な税財政措置の拡充を図ること。

さらに、地場産業の振興や地域資源のブランド化を図る事業者等に対する支援の一層の充実を図ること。

(3) 観光施策の推進

ア インバウンド需要拡大を図るため、関係自治体がメディアを通じての情報発信やWi-Fi環境等の情報インフラ整備などを行う場合は、必要かつ十分な財政支援を行うこと。

イ 国内観光の活性化を図るため、地元の観光資源を活用したニューツーリズム事業を自治体が行う場合は、積極的な財政支援を行うこと。

ウ ヤマビルの発生は、観光客に被害を及ぼし、国内外の誘客の障害となり、観光事業への打撃となっている。国内観光の活性化と観光客の安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に資する環境整備等に係る財政支援を行うこと。

エ 観光イベントにおける観光客の交通手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。

そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずるとともに、道路運送法第21条に基づく一時的な需要に係る一般貸切・一般乗用旅客自動車運送のための交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地の観光消費額促進に向けた地域内の周遊性向上のために行う自治体の取組みに対し、具体的な支援策を講ずること。

(4) 食料供給困難事態対策法の運用

食料供給困難事態対策法については、私権制限等に対する理解を得るよう丁寧な説明に努めること。

(5) 伐採造林届の提出の周知

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に係る伐採造林届の提出について、制度を知らないことによる無届伐採の事例が発生している。町村は広報紙やホームページでの周知に努めているが、無届伐採を解消する観点から、国からも制度の周知徹底や必要な措置を行うこと。

7 都市基盤等の整備促進

【要望項目】

- (1) 道路整備の財源確保
- (2) 道路整備の促進
- (3) 河川海岸の整備促進
- (4) 上水道の整備促進
- (5) 都市基盤整備に関する交付金の充実
- (6) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

【要望内容】

(1) 道路整備の財源確保

災害発生時の重要な交通網を担うインフラの一つである道路は、地域の安全・安心や、老朽化対策の推進の観点から町村の要望に十分応えられるよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度は交付金とは別枠で財源を確保することとし、町村の道路整備に影響を及ぼすことがないように現在の交付金の所要額を確保すること。また、その運用にあたっては、各自治体の自由度を高め、実情に即した対応が可能となるようにすること。

(2) 道路整備の促進

地域高規格道路や計画されている国道整備は、まちづくりや地域の活性化に大きく影響するだけでなく、代替輸送路等としての役割も大いに期待されるものであり、町村にとって重要であることから、神奈川県内事業化区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を図ること。

(3) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の堤防未整備区域について、大雨による大規模な水害に発展する懸念があるため、全域整備を早期に完了させること。

イ 海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている相模湾沿岸は、国の直轄事業として、全国初となる岩盤型S e i S Y o工法という新たな技術を導入した保全対策を進めているが、計画は18年と長期に渡ることから、計画期間の延伸がないよう、早期完了をめざし、安定的かつ持続的に海岸保全を図ること。

(4) 上水道の整備促進

ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製給水管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、緊急対策として、老朽化した鉛管等を耐震性を視野に入れた新設管への取替えに係る補助制度を創設すること。

イ 全ての事業者において、早急に耐震化等の対策が図られるよう、防災・安全交付金の採択基準から、資本単価要件及び家庭用水道料金の要件を撤廃すること。

ウ ろ過設備を有し、濁度の基準を満たす浄水施設において、クリプトスポリジウム等を十分に除去し、より安全な水道水を供給するために、併設して新たに紫外線処理設備を整備する場合も、補助対象となるよう採択基準を拡大すること。

エ 住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設については、老朽化による更新や耐震化などによる施設の強靱化が必要であるが、その財源となる起債は、特に町村のような小規模団体にとっては、長期・低利の公的資金でないと、借入れ自体が厳しい状況であるため、町村に対する資金の配分調整は行わないこと。

(5) 都市基盤整備に関する交付金の充実

ア 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、地方公共団体の創意工夫を活かし、優先順位を考えた都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるため、交付金の個別補助化はしないこと。

また、本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 社会資本整備総合交付金により、更新を含めた道路建設、改修等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、現在交付金対象となっていない事業についても、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

(6) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、町村が活用しやすい、補助要件を緩和した新たな補助制度を創設すること。

8 教育の振興

【要望項目】

- (1) 就学前児童の教育充実
- (2) 学校教育の振興
- (3) 重要文化財保護の充実

【要望内容】

(1) 就学前児童の教育充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないようにすること。

(2) 学校教育の振興

ア 障がいのある児童・生徒に対する教育の充実のため、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに関する臨床心理士などの人的整備に係る財政措置の充実を図ること。

イ 小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導者（FLT）及び外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置の充実を図ること。

ウ 小中学校のプログラミング教育が円滑に実施できるよう、教員に対するサポート体制強化のためのICT支援員等の配置経費に係る財政措置の充実を図ること。

エ GIGAスクール構想に伴う端末の更新費用は新たな計画策定や県単位での共同調達など町村の事務負担を増大させる要件を設けることなく国費で確実に対応するほか、それ以外の通信費等のランニングコスト、また機器の維持管理費用について

も、校外や家庭での活用に伴う通信費等の費用も含めて、交付税措置によらず、補助制度による財政支援を講じ、児童生徒の安心な学習環境を保障すること。

オ 外国人児童生徒等に対する各言語の通訳や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

カ 学校の老朽化及び災害時に避難所となる施設の大規模改修や生活環境の変化に対応したトイレの洋式化やバリアフリー化については、文部科学省が定めた整備目標を確実に達成するため、当初予算における財政措置を実勢価格等を鑑みて拡充すること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額の確保を行うこと。

キ 国が定める学校施設環境改善交付金の算定方法は、実工事費と配分基礎額とを比較し、いずれか低い額を用いるため、実工事費を大きく下回る交付額となっているのが実態である。交付金の趣旨からして、実工事費に見合う交付額となるよう交付金の算定方法を見直し、乖離額を解消すること。

また、交付要件の複雑化により、申請に係る事務負担が増大していることから、制度の簡素化について検討すること。

ク デジタル教科書については、導入効果や課題の検証を行うとともに、児童生徒や町村の意見等を把握しながら改善を継続し教育の充実を図ること。

ケ こどもに対する食育の重要性と食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭並びに学校栄養職員の配置を拡大する観点から国の配置基準を見直すこと。

コ 新学習指導要領の実施に伴い高度化・多様化する学習内容への対応や、それを学ぶ多様なこどもたちの発達段階や個に応じたきめ細かな教育への対応など、学校に求められている様々な取組みに適切に対応していくため、教職員定数の充実や小規模

校に対する教職員の加配を改善するとともに、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置を可能とする財政措置を行うこと。

また、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障がいの可能性のある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町村の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を確立すること。

(3) 重要文化財保護の充実

国の「継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」として施策を推進するという趣旨を踏まえ、予算措置について、災害復旧分と通常分を別枠で計上するとともに、通常分においても所要額を確保するなど、財政措置の充実を図ること。